



## 第3回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催 について

2019年(平成31年)3月29日(金)、第3回社会保障審議会企業年金・個人年金部会が開催されました。同部会では、第2回に続き、「企業年金・個人年金制度に関する検討課題」として考えられる点について、関係団体へのヒアリングが行われ、その後、各委員による質疑応答が行われておりますのでご案内申し上げます。

### I. 議題

(1) 関係団体からのヒアリング

### II. 関係団体からのヒアリングについて

(1) 概要

今回ヒアリングが行われた5団体の主な提言については以下のとおりです。(詳細は各団体の提出資料をご参照ください。)

団体名	企業年金制度に関する提言
信託協会	<資産形成を後押しする支援策> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別法人税の撤廃</li> <li>・企業型 DC マッチング拠出制限撤廃</li> <li>・DC 拠出限度額の引上げ</li> </ul> <労使合意に基づく高齢者雇用制度設計の促進> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定年延長に伴う DB 制度変更の柔軟化</li> <li>・DC 加入可能年齢の拡大</li> <li>・DC 脱退一時金の支給要件の緩和</li> </ul>
全国銀行協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業型 DC および iDeCo の拠出限度額の引上げや撤廃</li> <li>・企業型 DC と iDeCo の掛金上限の合算についての撤廃</li> <li>・特別法人税の廃止</li> <li>・iDeCo の加入者資格喪失年齢を 65 歳まで引上げ</li> <li>・企業型 DC 加入者における同一規約内の事業所への異動に対する加入資格の維持</li> <li>・iDeCo において追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給制度の新設</li> <li>・iDeCo 加入手続きにおけるインターネット等の電磁的方法による受付</li> </ul>
日本証券業協会	<高齢期における多様な就労等の環境の整備> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DCの加入可能年齢の引上げ</li> <li>・DCの拠出限度額の大幅な引上げ、及びiDeCoの拠出限度額の統一</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業型DCのマッチング拠出の弾力化</li> <li>・老齢給付金における年金形式での受給促進（支給期間について終身を含め規約に定めた期間とする。また、裁定請求期限の引上げまたは撤廃等）</li> <li>・DCの中途脱退要件の緩和（災害時等のやむを得ない事情において中途脱退を可能とする。または、年金資産を裏付けたとした緊急時の融資制度の創設）</li> </ul> <p>&lt;事業主の取組みを支援する環境の整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・iDeCoプラス導入要件の緩和（従業員数の要件緩和、導入手続きの電子化）</li> </ul> <p>&lt;自助努力を支援する環境の整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・iDeCoの加入対象の拡大（マッチング拠出導入企業の企業型DC加入者も対象とする）</li> <li>・iDeCoにおける事務手続きの簡素化（電子化、マイナンバーの利用）</li> <li>・iDeCo加入者等への運用支援</li> </ul> <p>&lt;老後資産形成・取り崩しに関する選択を支える環境の整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金型給付専用商品の採用</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別法人税の撤廃</li> </ul>
生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DC加入資格喪失年齢の見直し・引上げ（同一事業所に限らず65歳超の一定年齢（例えば70歳）まで引上げ可とする）</li> <li>・DB支給開始年齢の上限の引上げ（老齢給付金の支給開始要件を60歳以上65歳超の一定年齢（例えば70歳）とする）</li> <li>・DB・DCの受取方法の選択肢の拡充・見直し</li> <li>・DB・DCと個人年金保険等を組み合わせた受取</li> <li>・終身年金の理解・利用促進（長生きリスクや終身年金のメリット・デメリットについての周知・啓発等）</li> <li>・特別法人税の撤廃</li> <li>・DB拠出限度額の検討</li> </ul>
日本損害保険協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・iDeCo、企業型DCの加入年齢の引上げ（65歳または70歳まで引上げ、60歳以降の新規加入可能とする。また、企業型DCの加入資格要件の「同一実施事業所の継続雇用者であること」の撤廃等）</li> <li>・iDeCoの拠出限度額の統一</li> <li>・企業型DCのマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃</li> <li>・企業型DC加入者のiDeCo加入制限の廃止</li> <li>・iDeCoにおける掛金払込方法の多様化（クレジットカード払い等への拡大）</li> </ul>

(2) 各団体からの提言を踏まえた各委員からの意見等（概要）

**【DB/DC 受取方法】**

- ✓ DB・DC とともに一時金での受給の選択割合が高いことから、年金型給付専用商品の検討について提言されたことに対し、年金での受取りを増やすためには、そのための商品拡充を検討するのではなく、口座管理料や税制の見直し等を検討すべきではないかとの意見がありました。

**【企業型 DC マッチング拠出制限の撤廃】**

- ✓ 複数の団体から、企業型 DC マッチング拠出制限の撤廃について提言されているなか、一部委員より、確定拠出年金の事業主の意見としてよく挙げられるものであり、賛同したいとする意見がありました。
- ✓ 他方、同提言に対し、企業年金の主体は事業主であり、労働者側の拠出を無条件に緩和すること

は慎重に検討すべきとの意見もありました。

- ✓ 一部委員より、同提言に対し、「青天井で限度額を撤廃するイメージなのか」という質問に対し、各団体より、「現在 DC の拠出限度額は DB 無では月額 55,000 円、DB 有では月額 27,500 円であるが、事業主掛金+加入者掛金でこれらの上限を超えることは想定しておらず、あくまでこの上限内での制限撤廃を想定している」旨回答がありました。

#### 【その他】

- ✓ DC の加入可能年齢の引上げや DC 脱退一時金支給要件の緩和等については、賛同したい旨意見がありました。
- ✓ 他方、各団体から DC 脱退一時金支給要件緩和について提言されているが、高齢期の所得確保という DC の趣旨に鑑み、今後慎重に検討すべきとの意見もありました。
- ✓ iDeCo 加入にかかる手続簡素化・電子化の提言が挙げられているが、対応する側の人的リソース等の課題はあるものの、利用者が使いやすいよう改善を期待とする意見がありました。

### Ⅲ. 次回について

最後に、次回同部会の日程については、各委員のスケジュールを調整したうえで決定すると事務局から報告がありました。

### Ⅳ. 資料等

- 配布資料等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204064\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204064_00006.html)

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-5404-3081